

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 かけがえのない個人の尊重
-----	----------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画記載頁	165ページ
-------	---------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	政策名 (基本施策名)	25 市民の相互理解と共生のこころを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。
------	-----------------------------	----------------	----------------------	---------------------	--

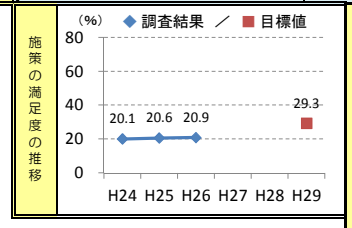
2 施策の取組状況

施策目標	すべての市民が、平和の尊さを理解し、個人として尊重され、その人権が擁護されています。
------	--

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合(%)	単年度目標値	48.7	54.0	55.5	57.0	58.5	60.0		A	指標2	施策の満足度(%)	調査結果	20.1	20.6	20.9			
現状値			52.5	52.2	50.9															
目標値(H29)			107.8%	96.7%	91.7%															
		単年度の達成度									前年度からの増減		0.5%	0.3%						
		単年度目標値									③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B
		実績値								【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
		単年度の達成度										中核市平均								
		現状値										実績値								
		目標値(H29)										中核市での本市の順位								
		単年度目標値										中核市平均								
		実績値										実績値								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上] 概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満] やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]		

施策を取り巻く環境等	・平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」、平成26年1月3日に改正施行された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」など、国において法的整備の進捗を受けて、市においても障がい者虐待防止センターの設置、いじめ防止基本方針の策定、第2次配偶者からの暴力対策基本計画の策定等により、一人ひとりの人権を守る環境が整えられてきている。 ・しかしながら、少子高齢化や核家族化、インターネットの普及など、社会構造やライフスタイルの急激な変化に伴い、人と人とのコミュニケーションが希薄になり、児童や高齢者・障がい者に対する虐待、女性に対する暴力など、依然として人権侵害の問題が後を絶たない状況である。	市民満足度	・児童や高齢者、障がい者等の虐待やいじめ、DVなど多岐にわたる人権侵害に対する未然防止、相談支援等の施策に継続的に取り組むとともに、関係機関等との連携による虐待・DV防止対策の更なる取組強化を図っていることから、同水準の評価を得られている。	総合評価	83点 概ね順調
施策指標	・虐待の防止啓発・相談支援体制の整備、DVの防止啓発・相談から自立支援に至るまでの総合的なDV対策、学校と家庭・地域が一体となった「いじめゼロ運動」の推進に重点的に取り組んでいるが、子どもに対する虐待やDV関連の事件が後を絶たず、社会問題となっていることから、「子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合」は、ほぼ横ばいの傾向となった。				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	人権啓発活動事業		権利擁護の支援	市職員、人権擁護委員、市内小学校、市民	・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付)	計画どおり	186	H16		職員や人権擁護委員の人権意識の向上を図るためには、人権に関する研修機会を継続的に確保することが必要であるため、国や県、人権団体が開催する研修等を周知し、積極的な参加を促すなど、効果的な周知啓発を行っている。 また、市民への人権啓発をより効果的に行うため、人権週間等イベントにおける啓発パネルの展示や人権擁護委員との連携により周知啓発を行っている。
2	宇都宮人権擁護委員協議会負担金		権利擁護の支援	宇都宮人権擁護委員協議会	・人権相談や研究会等の事業運営の助成	計画どおり	992	—		市民の人権意識の高揚を図るためには人権擁護委員の活動が重要であることから、引き続き支援していく。
3	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金		権利擁護の支援	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会	・人権講話、人権相談等部会の事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	352	S30		市民の人権意識の高揚を図るとともに人権問題を解決するため、人権講話や人権相談等の権利擁護委員の活動を引き続き支援する。
4	虐待・DV対策連携会議運営費	○	虐待防止対策の強化 相談体制の充実 DV未然防止対策の推進 DV被害者の自立支援の充実	司法・警察・保健医療等関係機関、市関係課	・関係機関等の連携により、本市における虐待等の対策に一体的に取り組むため、会議を開催 ・関係機関等との連携による虐待・DV対策の取組促進	計画どおり	87	H26	独自性	虐待・DVの認知件数の増加や、これらの課題が絡み合う複雑・多様な事案が発生するなど、関係機関等の更なる連携による取組の強化が求められていることから、市関係課の連携をより一層強化し、横断的な情報・課題共有のもと、「虐待・DV対策連携会議」を効果的に運営し、全市一体となった虐待等の対策の推進を図る。
5	児童虐待防止事業	○★	虐待防止対策の強化	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るため、組織で対応	計画どおり	477	H13		児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、総合対策調整会議や個別ケース会議などの開催を通じて関係機関の連携強化を図り、引き続き迅速かつ的確に対応していくとともに、地域や民間企業等との協働により、児童虐待に関する効果的な周知啓発を行っている。
6	家庭児童相談室	○	虐待防止対策の強化	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・家庭における家庭養育の技術や児童虐待、不登校、いじめなどの児童問題に関することの相談、助言、指導	計画どおり	599	S40		相談内容の多様化・複雑化に対応するため、職員の専門性や機能等を含めた相談体制を充実させるとともに、引き続き、臨床心理士の有効活用を図っていく。
7	要支援児童放課後応援事業費補助金	○	虐待防止対策の強化	養育放棄の状況にある要支援児童(小中学生)とその保護者	・基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行うもので、運営団体に対して事業費の一部を補助	計画どおり	2,979	H26		健全な家庭の養育を体験・学習することにより、健全な成長と自立を促し、養育放棄等の虐待の世代間連鎖を防止する。
8	養育支援訪問事業	○	虐待防止対策の強化	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭及び児童が児童養護施設等を退所又は里親終了後の家庭復帰のための自立に向けた支援が必要な家庭	・育児・養育に係る相談及び指導並びに養育者の健康相談等の「相談指導」 ・育児又は援助	計画どおり	2,509	H22		子育ての相談・指導又は育児家事援助を行い適切な養育の実施を確保することは、児童虐待の未然防止に有効であるため、引き続き、母子保健事業や各関係機関と連携しながら事業の利用促進を図っていく。
9	高齢者虐待防止事業	○★	虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への支援	計画どおり	0	H18		高齢者虐待を防止するための周知・啓発活動に取り組むとともに、虐待を受けているおそれのある高齢者の情報を把握した場合には、迅速な支援を行っていく。
10	障がい者への虐待防止事業	○★	虐待防止対策の強化	障がい児・者、障がい福祉サービス事業者、市民	障がい者虐待防止センターの設置、虐待防止のための周知・啓発	計画どおり	0	H24		障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図る。 また、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいく。
11	障がい者週間啓発事業	○	虐待防止対策の強化	市民	障がいに対する街頭啓発活動の実施	計画どおり	287	H12		市民の障がいへの理解促進を図るため、障がい者週間に合わせ、啓発事業に取り組んでいく。 今年度は、平成28年4月の「障害者差別解消法」に施行に向け、障がい者に対する合理的配慮の提供や差別解消の推進していく。
12	女性相談事業	○	相談体制の充実	市内在住もしくは勤務の家庭内などの問題に悩む女性	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施	計画どおり	886	H18		女性相談のうちDV相談件数は年々増加しており、内容も多様化・複雑化していることから、迅速かつ適切な対応ができるよう、相談員の資質の一層の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にするなど、相談体制の充実を図る。

13	DV対策推進事業	○★	DV未然防止対策の推進 DV被害者の自立支援の充実	・市民、生徒、教育関係者 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・啓発パンフレットの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,469	H20	独自性	第2次配偶者からの暴力対策基本計画に基づき、下記の取組を行う。 ・配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、出前講座の実施アンケート等をもとに必要性等のPRを行い、実施校の拡大に取り組む。 ・一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と同伴家族の心身回復や早期自立を図るため、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施する。 ・関係部署・関係機関等と連携し、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談支援を行う。
14	民間団体DV被害者支援事業補助金	○	DV被害者の自立支援の充実	認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ	・民間団体が行うDV被害者支援事業(民間シェルター事業、ステップハウス事業、自助グループ事業)に対し、賃借料、光熱水費など対象経費の2分の1を補助	計画どおり	800	H22		DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への補助は有効な手段であることから、今後も支援していく。
15	いじめゼロ運動の実施	○★	人権教育の推進 いじめゼロ運動の推進 いじめに関する教育相談事業	市立小・中学校に通う児童・生徒を中心とする市民	いじめゼロポスターの配付、いじめ根絶集会の実施、「いじめゼロポスター」の作成・配布	計画どおり	278	H20		いじめは大きな社会問題となっていることから、市いじめ防止基本方針に基づき、心を育む教育や児童生徒を主体とした取組の充実を図るなど、「いじめゼロ運動」を推進していく。 また、いじめ等の問題行動に対して、複数の視点からの背景・要因の分析に基づき、総合的な児童生徒指導ができるよう学校の組織力の向上を図る。
16	平和のつどい実行委員会交付金		平和のつどいの開催	平和のつどい実行委員会	・平和のつどいの開催や小学校における平和の語り継ぎ講演会の実施のための交付金の交付	計画どおり	388	H12		市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要なことから今後も継続して支援していく。 平和のつどいに関しては、更に充実した事業となるよう、効果的なプログラムの編成や事業の積極的な周知等の支援を行っていく。 平和の語り継ぎ講演会の講師となる戦争体験者の高齢化による語り手の減少が課題であり、それに対応する効果的な実施手法を検討していく。
17	平和親善大使広島派遣事業交付金		平和月間事業の推進	市内中学生	・市内中学生を平和親善大使として広島市へ派遣 ・中学校における平和語り部講演会の実施	計画どおり	2,534	H12		平和の尊さへの思いの継承を図るため、引き続き、平和親善大使として中学生を広島市へ派遣する。また、派遣生徒以外の生徒にも広く啓発を図る必要があることから、引き続き、市内中学校において平和語り部講演会を実施するとともに、派遣生徒による積極的な学校での報告等を促す。
18	平和啓発事業推進補助金		平和月間事業の推進	民間団体	・平和啓発事業の経費の一部を補助	計画どおり	60	H21		市民に広く平和意識の醸成を図るため、市民主体の取組を進めていく必要があることから、引き続き支援を行う。
19	宇都宮市戦没者追悼式		平和月間事業の推進	市民(戦没者遺族・海外引揚死没者遺族・公務殉職者遺族・戦災殉職者遺族等)	平和への思いを新たにし、戦争の悲劇を二度と繰り返すことのないよう戦没者追悼式を開催	計画どおり	648	S48		多くの市民が平和への思いを新たにし、戦争の悲劇を二度と繰り返すことのないよう、継続して実施していく。
20	宇都宮市遺族会連合会補助金			市遺族会連合会	市遺族会が行う研修や活動促進を図るための事業支援	計画どおり	650	H25		市遺族会連合会の事業を支援することにより、活動の充実を図り、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆施策「かけがえのない個人の尊重」については、平成26年度市民意識調査において「重要性は高く、満足度が低い」との結果がみられることから、市民に広く周知啓発していく必要がある。</p> <p>◆子どもから高齢者、障がい者等の人権が尊重され、いきいきと生活することができる社会にするために、関係機関や地域等との連携により、人権侵害に対する未然防止、相談支援等の施策を強化する必要がある。</p> <p>◆DV被害や児童虐待等の複合的な事案など相談内容が多様化・複雑化しているため、それらに迅速かつ適切に対応できるよう関係機関や地域等の連携を強化する必要がある。</p> <p>◆いじめ根絶のためには、児童生徒を主体とした取組や、家庭や地域と連携を図り、社会全体で児童生徒を見守る取組などを着実に推進する必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆人権に関する意識を高めるため、市民生活のあらゆる場面における啓発や各分野における庁内外の関係機関、地域との連携などの充実により、一層の施策推進に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆「虐待防止対策の強化」については、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関・地域等との連携により効果的な周知啓発を行う。また、多様化・複雑化する相談内容に迅速かつ適切に対応できるよう、市関係課・関係機関等の連携をより一層強化し、相談支援の充実を図る。 ◆「男女間のあらゆる暴力の根絶」については、平成26年3月に策定された「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、市関係課・関係機関等の連携をより一層強化し、DVの未然防止、相談体制の充実、被害者の自立支援等のDV対策の推進を図る。 ◆「いじめゼロ運動の推進」については、市いじめ防止基本方針に基づき、心を育む教育や児童生徒を主体とした取組の充実を図るなど、「いじめゼロ運動」を強化していく。また、関係組織を活用し、市及び教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめ問題を組織的に克服することを目指す。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>